

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

岩手県公安委員会

委員長 高橋 真裕

岩手県公安委員会規則第7号

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																				
<p>(免許証の返納)</p> <p>第33条 法第107条第1項又は第107条の10第1項の規定により免許証を返納する者は、当該免許証に運転免許証返納届（様式第21号）を添えて公安委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(免許証の返納)</p> <p>第33条 法第107条第1項又は第107条の10第1項の規定により免許証を返納する者（<u>法第104条の4第2項の規定により運転免許を取り消されて免許証を返納する者を除く。</u>）は、当該免許証に運転免許証返納届（様式第21号）を添えて公安委員会に提出しなければならない。</p>																																				
<p>別表第1（第2条関係）</p>	<p>別表第1（第2条関係）</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="145 855 379 907">申請書等</th> <th data-bbox="379 855 767 907">経由先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="145 907 767 958">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 958 379 1245"> 運転免許条件解除（変更）申請書 （様式第16号） </td> <td data-bbox="379 958 767 1245"> 運転免許課長又は警察署長（盛岡東、盛岡西、紫波、北上、<u>水沢、江刺</u>、釜石及び久慈警察署長を除く。）。ただし、警察署長にあつては、視力及び深視力検査を受ける者に限る。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="145 1245 767 1296">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 1296 379 1485"> 運転免許証再交付申請書 （施行規則別記様式第17） </td> <td data-bbox="379 1296 767 1485"> 運転免許課長又は警察署長（盛岡東、盛岡西、紫波、北上、<u>水沢、江刺</u>、釜石及び久慈警察署長を除く。） </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="145 1485 767 1536">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 1536 379 1724"> 運転免許証更新申請書 （施行規則別記様式第18） </td> <td data-bbox="379 1536 767 1724"> (1) 法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者又は法第101条の3第1項ただし書若しくは<u>法第101条の4第1項</u>ただし書に規定する者 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 1724 379 2011"> 特例更新申請書 （施行規則別記様式第18の2） </td> <td data-bbox="379 1724 767 2011"> 運転免許課長又は警察署長（盛岡東、盛岡西、紫波、北上、<u>水沢、江刺</u>、釜石及び久慈警察署長を除く。） </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="145 2011 767 2058">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	申請書等	経由先	[略]		運転免許条件解除（変更）申請書 （様式第16号）	運転免許課長又は警察署長（盛岡東、盛岡西、紫波、北上、 <u>水沢、江刺</u> 、釜石及び久慈警察署長を除く。）。ただし、警察署長にあつては、視力及び深視力検査を受ける者に限る。	[略]		運転免許証再交付申請書 （施行規則別記様式第17）	運転免許課長又は警察署長（盛岡東、盛岡西、紫波、北上、 <u>水沢、江刺</u> 、釜石及び久慈警察署長を除く。）	[略]		運転免許証更新申請書 （施行規則別記様式第18）	(1) 法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者又は法第101条の3第1項ただし書若しくは <u>法第101条の4第1項</u> ただし書に規定する者	特例更新申請書 （施行規則別記様式第18の2）	運転免許課長又は警察署長（盛岡東、盛岡西、紫波、北上、 <u>水沢、江刺</u> 、釜石及び久慈警察署長を除く。）	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="831 855 1066 907">申請書等</th> <th data-bbox="1066 855 1460 907">経由先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="831 907 1460 958">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 958 1066 1245"> 運転免許条件解除（変更）申請書 （様式第16号） </td> <td data-bbox="1066 958 1460 1245"> 運転免許課長又は警察署長（盛岡東、盛岡西、紫波、北上、<u>奥州</u>、釜石及び久慈警察署長を除く。）。ただし、警察署長にあつては、視力及び深視力検査を受ける者に限る。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="831 1245 1460 1296">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 1296 1066 1485"> 運転免許証再交付申請書 （施行規則別記様式第17） </td> <td data-bbox="1066 1296 1460 1485"> 運転免許課長又は警察署長（盛岡東、盛岡西、紫波、北上、<u>奥州</u>、釜石及び久慈警察署長を除く。） </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="831 1485 1460 1536">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 1536 1066 1724"> 運転免許証更新申請書 （施行規則別記様式第18） </td> <td data-bbox="1066 1536 1460 1724"> (1) 法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者又は法第101条の3第1項ただし書若しくは第101条の4第1項 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 1724 1066 2011"> 特例更新申請書 （施行規則別記様式第18の2） </td> <td data-bbox="1066 1724 1460 2011"> ただし書に規定する者 運転免許課長又は警察署長（盛岡東、盛岡西、紫波、北上、<u>奥州</u>、釜石及び久慈警察署長を除く。） </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="831 2011 1460 2058">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	申請書等	経由先	[略]		運転免許条件解除（変更）申請書 （様式第16号）	運転免許課長又は警察署長（盛岡東、盛岡西、紫波、北上、 <u>奥州</u> 、釜石及び久慈警察署長を除く。）。ただし、警察署長にあつては、視力及び深視力検査を受ける者に限る。	[略]		運転免許証再交付申請書 （施行規則別記様式第17）	運転免許課長又は警察署長（盛岡東、盛岡西、紫波、北上、 <u>奥州</u> 、釜石及び久慈警察署長を除く。）	[略]		運転免許証更新申請書 （施行規則別記様式第18）	(1) 法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者又は法第101条の3第1項ただし書若しくは第101条の4第1項	特例更新申請書 （施行規則別記様式第18の2）	ただし書に規定する者 運転免許課長又は警察署長（盛岡東、盛岡西、紫波、北上、 <u>奥州</u> 、釜石及び久慈警察署長を除く。）	[略]	
申請書等	経由先																																				
[略]																																					
運転免許条件解除（変更）申請書 （様式第16号）	運転免許課長又は警察署長（盛岡東、盛岡西、紫波、北上、 <u>水沢、江刺</u> 、釜石及び久慈警察署長を除く。）。ただし、警察署長にあつては、視力及び深視力検査を受ける者に限る。																																				
[略]																																					
運転免許証再交付申請書 （施行規則別記様式第17）	運転免許課長又は警察署長（盛岡東、盛岡西、紫波、北上、 <u>水沢、江刺</u> 、釜石及び久慈警察署長を除く。）																																				
[略]																																					
運転免許証更新申請書 （施行規則別記様式第18）	(1) 法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者又は法第101条の3第1項ただし書若しくは <u>法第101条の4第1項</u> ただし書に規定する者																																				
特例更新申請書 （施行規則別記様式第18の2）	運転免許課長又は警察署長（盛岡東、盛岡西、紫波、北上、 <u>水沢、江刺</u> 、釜石及び久慈警察署長を除く。）																																				
[略]																																					
申請書等	経由先																																				
[略]																																					
運転免許条件解除（変更）申請書 （様式第16号）	運転免許課長又は警察署長（盛岡東、盛岡西、紫波、北上、 <u>奥州</u> 、釜石及び久慈警察署長を除く。）。ただし、警察署長にあつては、視力及び深視力検査を受ける者に限る。																																				
[略]																																					
運転免許証再交付申請書 （施行規則別記様式第17）	運転免許課長又は警察署長（盛岡東、盛岡西、紫波、北上、 <u>奥州</u> 、釜石及び久慈警察署長を除く。）																																				
[略]																																					
運転免許証更新申請書 （施行規則別記様式第18）	(1) 法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者又は法第101条の3第1項ただし書若しくは第101条の4第1項																																				
特例更新申請書 （施行規則別記様式第18の2）	ただし書に規定する者 運転免許課長又は警察署長（盛岡東、盛岡西、紫波、北上、 <u>奥州</u> 、釜石及び久慈警察署長を除く。）																																				
[略]																																					

別表第2（第12条の2関係）

種 類	路線名	区 間
[略]		
一般国道	4号	[略]
		<u>奥州市水沢区東中通二丁目115番1</u> から <u>佐倉河字白井坂35番1</u> まで
		[略]
	45号	[略]
		<u>下閉伊郡山田町船越第2地割30番47</u> から <u>山田第1地割11番1</u> まで
		<u>宮古市金浜第7地割8番1</u> から <u>上鼻二丁目40番1</u> まで
		<u>下閉伊郡岩泉町中島字長内無番</u> から <u>下閉伊郡田野畑村南大芦57番1</u> まで
	[略]	
	46号	<u>盛岡市上田三丁目2番の1</u> から岩手郡雫石町大字橋場字竜川山地内秋田県境まで
		<u>盛岡市永井第1地割字高屋149番1</u> から <u>上厨川第13地割字前潟71番5</u> まで
[略]		
107号	大船渡市盛町字権現堂1番2地先から北上市有田町211番1地先まで（ <u>奥州市江刺区梁川字四ツ蠟288番2</u> 地先から <u>字猫沢92番4</u> 地先を経由して <u>字石劔73番1</u> 地先に至るまでの部分を除く。）	
	[略]	
[略]		
県道	水沢米里線	<u>奥州市水沢区佐倉河字道下26番5</u> 地先から <u>江刺区岩谷堂字南八日市68番3</u> 地先まで
		<u>盛岡市津志田15地割坂の下27番12</u> 地先から <u>羽場11地割上大島53番1</u> 地先まで
	[略]	
	北上金	[略]

別表第2（第12条の2関係）

種 類	路線名	区 間	
[略]			
一般国道	4号	[略]	
		<u>奥州市水沢東中通り二丁目115番1</u> から <u>水沢佐倉河字白井坂35番1</u> まで	
		[略]	
	45号	[略]	
		<u>下閉伊郡山田町船越第2地割30番47</u> 山田南インターチェンジから <u>宮古市上鼻二丁目40番1</u> まで	
		<u>宮古市田老字駿達54番1</u> 田老真崎海岸インターチェンジから <u>下閉伊郡田野畑村南大芦57番1</u> 鶴の巣断崖インターチェンジまで	
		[略]	
	46号	<u>盛岡市津志田15地割27番12</u> から岩手郡雫石町大字橋場字竜川山地内秋田県境まで	
	[略]		
	107号	大船渡市盛町字権現堂1番2地先から北上市有田町211番1地先まで（ <u>奥州市江刺区梁川字四ツ蠟288番2</u> 地先から <u>字猫沢92番4</u> 地先を経由して <u>字石劔73番1</u> 地先に至るまでの部分を除く。）	
[略]			
県道	盛岡横手線	<u>盛岡市中屋敷町135番2</u> 地先から <u>上厨川字前潟77番9</u> 地先まで	
	水沢米里線	<u>奥州市水沢佐倉河字道下26番5</u> 地先から <u>江刺岩谷堂字南八日市68番3</u> 地先まで	
	上米内湯沢線	<u>盛岡市永井1地割47番1</u> 地先から <u>羽場11地割53番1</u> 地先まで	
	[略]		
北上金	[略]		

	ケ崎インター線	
	遠野住田線	[略]
	[略]	
市道	[略]	
	東大通り1号線	奥州市水沢区東大通り1丁目50番2地先から138番地先まで
	[略]	
	本杉水神野線	奥州市前沢区字本杉149番2地先から字五合田63番7地先まで
	二十人町北久保線	奥州市前沢区字竹沢112番2地先から182番2地先まで
	[略]	
	耳取三ノ関線	奥州市江刺区岩谷堂字松長根58番6地先から58番2地先まで
	南八日市新地野線	奥州市江刺区岩谷堂字南八日市71番2地先から字松長根1番地先まで
	工業団地1号線	奥州市江刺区岩谷堂字松長根65番地先から58番2地先まで
	高畑佐野線	奥州市江刺区岩谷堂字松長根20番7地先から20番4地先まで
	工業団地2号線	奥州市江刺区岩谷堂字松長根17番地先から15番1地先まで
	[略]	
	青葉町堺線	[略]

	ケ崎インター線	
	氏子橋夕顔瀬線	盛岡市前九年一丁目88番1地先から85番8地先まで
	遠野住田線	[略]
	[略]	
市道	[略]	
	東大通り1号線	奥州市水沢東大通り一丁目50番2地先から138番地先まで
	[略]	
	本杉水神野線	奥州市前沢区字本杉149番2地先から字五合田63番7地先まで
	二十人町北久保線	奥州市前沢区字竹沢112番2地先から182番2地先まで
	[略]	
	耳取三ノ関線	奥州市江刺区岩谷堂字松長根58番6地先から58番2地先まで
	南八日市新地野線	奥州市江刺区岩谷堂字南八日市71番2地先から字松長根1番地先まで
	工業団地1号線	奥州市江刺区岩谷堂字松長根65番地先から58番2地先まで
	高畑佐野線	奥州市江刺区岩谷堂字松長根20番7地先から20番4地先まで
	工業団地2号線	奥州市江刺区岩谷堂字松長根17番地先から15番1地先まで
	[略]	
	青葉町堺線	[略]
	上田四丁目稲荷町1号線	盛岡市上田四丁目304番1地先から前九年一丁目85番8地先まで

				上田四丁目稲荷町2号線	盛岡市前九年二丁目156番9地先から稲荷町43番3地先まで
				大平工業団地2号線	釜石市大平町三丁目3番地先から四丁目2番地先まで
				山岸線	大船渡市末崎町字山岸152番1地先から133番3地先まで
				小細浦線	大船渡市末崎町字小細浦91番3地先から字山岸133番3地先まで
				山岸海岸線	大船渡市末崎町字小細浦91番3地先から字山岸157番地先まで
				上長内日吉町線	久慈市長内町第16地割19番1地先から小久慈町第48地割1番1地先まで
				日吉町宇部線	久慈市小久慈町第24地割41番2地先から長内町第17地割96番76地先まで
				日吉町堀線	久慈市小久慈町第57地割1番2地先から第8地割40番8地先まで
				上柏木下川原線	久慈市小久慈町第37地割34番5地先から第41地割36番1地先まで
				大原水かけ祭り線	一関市大東町大原字下一ノ通18番1地先から字稗ノ沢14番1地先まで
				大原街中連絡線	一関市大東町大原字町裏133番2地先から字一六21番地先まで
				小向南山谷線	一関市東山町長坂字西本町26番1地先から字東本町323番2地先まで
				[略]	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。